

市民のみなさまへ

「岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定める条例（仮称）」の概要へのご意見を募集します
（パブリックコメント）

「水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）」が平成25年7月に一部施行されました。

これに伴い、大規模な工場その他の施設（大規模工場等）の用途及び規模の基準について、省令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとなりました。

岡山市では、大規模工場等の「用途」及び「規模」の基準に関する条例の制定に向けて、このたび「条例の制定に向けた考え方」について取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

1 ご意見の募集期間

平成26年12月26日（金） から 平成27年1月20日（火） まで

2 閲覧場所

河川港湾課（市役所本庁舎6階）、情報公開室（市役所本庁舎2階）
区役所・支所・地域センター、本市ホームページ

3 ご意見の提出方法

意見記入用紙に、ご住所、お名前、ご意見を記入の上、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参のいずれかの方法により、平成27年1月20日（火）17時15分まで（郵便の場合は当日消印有効）に、岡山市都市整備局河川港湾課へご提出ください。

【ご注意】

- 意見書の提出者やご意見の記載されていない場合は、無効となりますのでご注意ください。
- 意見書の様式は問いませんが参考様式がありますのでご活用ください。
- 口頭又は電話でのご意見は受付いたしませんので、ご了承ください。

4 ご意見の取扱い

- いただいたご意見は、最終的な案を作成する際の参考とさせていただくとともに、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です。
- ご意見に関し、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ご記入いただいた個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

5 提出先・問合わせ先

岡山市都市整備局河川港湾課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（本庁舎6階）

電話：086-803-1435 ファクシミリ：086-803-1742

電子メール：kasenkouwanka@city.okayama.jp